

# 【障害者総合支援法関係届出先フローチャート】

次に掲げる事業所等で①～③のどの区分の指定を受けているか。

- ①指定障害福祉サービス事業者 ⇒ 破線矢印
- ②指定障害者支援施設 ⇒ 破線矢印
- ③指定一般(特定)相談支援事業者 ⇒ 実線矢印



同一法人で指定を受けている障害福祉サービス事業所等が複数の都道府県に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

同一法人で指定を受けている一般(特定)相談支援事業所が複数の都道府県に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印



指定を受けている障害福祉サービス事業所等は県内の複数の市町村に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

特定相談支援事業のみに係る指定を受けている事業者であって、一の市町村内のみ事業所が所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印



指定を受けている障害福祉サービス事業所等は秋田市内のみに所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている一般(特定)相談支援事業所が秋田市内にのみ所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印



厚生労働省

秋田県

秋田市

厚生労働省

市町村

秋田市

秋田県

障害者総合支援法第51条の2に基づく届出

障害者総合支援法第51条の31に基づく届出

# 【児童福祉法関係届出先フローチャート】

次に掲げる事業所等で①～③のどの区分の指定を受けているか。

- ①指定障害児通所支援事業者（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）⇒ 破線矢印
- ②指定障害児入所施設 ⇒ 同一法人で指定を受けている障害児入所支援施設が複数の都道府県に所在する場合は厚生労働省に届出。同一法人で指定を受けている障害児入所支援施設が秋田県内のみの場合は秋田県に届出。秋田市、各市町村には届け出ないように注意すること。（児童福祉法第24条の19の2に基づく届出）
- ③指定障害児相談支援事業者 ⇒ 実線矢印



同一法人で指定を受けている障害児通所支援事業所が複数の都道府県に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

同一法人で指定を受けている障害児相談支援事業所が複数の都道府県に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている障害児通所支援事業所は県内の複数の市町村に所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

障害児相談支援事業のみに係る指定を受けている事業者であって、一の市町村内のみ事業所が所在するか。  
はい⇒破線矢印 いいえ⇒実線矢印

指定を受けている障害児通所支援事業所は秋田市内にのみ所在するか。  
はい⇒破線矢印  
いいえ⇒実線矢印

厚生労働省

秋田県

秋田市

厚生労働省

市町村  
(秋田市を含む)

秋田県

児童福祉法第21条の5の26に基づく届出

児童福祉法第24条の38に基づく届出